

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 596

平成22年12月20日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人 事

労災死、“魔の3カ月”を防御せよ
 前年比14%増に厚労省、緊急通達

今年、労働災害での死亡者は、ここ数年続いていた減少傾向から一転、昨年同期比(9月末現在)では、682人から780人と、98人(14.4%)の大幅増を記録した。厚労省は「例年、特に12月、1月、2月が他の月より多くなる」と警鐘を鳴らす。昨年は3カ月間で労災死の3割を占め、“魔の3カ月”と恐れられている。

そこで厚労省は、12月から労働災害防止緊急対策を実施し、各都道府県労働局長、各業界団体長へ通達した。今年には建設業、陸上貨物運送業など特定業種の他、今夏の熱中症による林業、警備業の死亡増加が目立つ。特に建設業では昨年7月に改正労働安全衛生規則が施行されたが、足場からの墜落・転落災害は止まらない。

通達内容は、①経営トップが先頭に立ち、安全衛生管理体制の再確認、②建設業では足場作業の床設置の徹底、③運送業では適正な走行計画、人的配置等の作成、④警備業では警備業務以外での労働災害の防止(建設現場で重機に巻き込まれる等)に厳重注意を指示した。林業、警備業等では不景気で慣れな新規労働者が入職し**不安全行動**を起こしたのも一因とされる。

年末は気が焦り、年が明けると気が緩み仕事や生活のリズムが狂いがち。今、鶏卵の高値が続いているのは、熱中症による若鶏の大量死で品薄が原因。鶏も“労災死”だが、若者による農業等の一次産業への入職を一過性に終わらせないためにも「安全衛生」を死守したい。

税務会計

消費税、「95%ルール」の見直し
 免税事業者の要件の厳格化も検討

2011年度税制改正に向けて、消費税の課税の適正化の観点から、仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」の見直しと免税事業者の要件の厳格化が検討されている。

現行の消費税法では、非課税売上分に対応する仕入れについては仕入税額控除を認めないのが原則だが、売上のほとんど(95%以上)が課税売上の場合には、全ての仕入れについて仕入税額控除を認めている。これは、消費税導入当初に中小事業者の事務負担に配慮する観点から設けられた特例措置のひとつだが、以前から益税の最たるものとの指摘があり、特に大企業がその恩恵を受けているとの批判があった。そこで、事業者事務負担への配慮の観点から講じられている制度の趣旨に鑑み、95%ルールの対象者から大企業を排除し、中小企業者に限定する。

また、現行の事業者免税制度については、前々年(個人)または前々事業年度(法人)の課税売上高が1千万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されている。当期の扱いは前々期の課税売上高のみで判定することから、前期に売上が急増しても、課税事業者となるのは翌期からとなる。

こうした点を悪用した消費税の脱税事例が見受けられるため、課税売上高が1千万円を超えることが期の途中で判明した場合、その翌期から課税事業者となるよう要件を厳格化する方向で見直されることが明らかになっている。

今週のキーワード

不安全行動

労働災害には何千件もの「不安全行動」と「不安全状態」が存在し、そのうち予防可能なものは労働災害全体の98%を占め、不安全行動は不安全状態の約9倍の頻度で出現していることを約75,000例の分析で明らかにした。これがハインリッヒの法則で、1つの重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常(ヒヤリ・ハット)が存在する(1:29:300)。ハインリッヒの(災害)三角形(トライアングル)(定理)又は(傷害)四角錐(ピラミッド)とも呼ぶ。